

令和8年度

第1回学校運営協議会



令和8年5月14日(木)

13:30~ 会議室

浜松市立与進小学校

《令和8年度 浜松市立与進小学校 学校運営協議会参加者》

○学校運営協議会委員

元市議会議員	鈴木 育男 様
長上地区民生児童委員協議会会長	中山 利彦 様
元PTA役員	幸田 記代子様 (学校支援コーディネーター)
原島町自治会長	仲川 尚志 様
人権擁護委員	宇井 敬子 様
現PTA役員	馬淵 友佳 様
長上地区自治会連合会会長	木野 浩志 様

○オブザーバー

主任民生児童委員	竹村 祥子 様 (学校支援コーディネーター)
長上協働センター	村田 弘貴 様

○学校職員

与進小学校	校長	太田 賀子
//	教頭	鈴木 俊彰
//	主幹教諭 (CS担当)	東条 美里
//	生徒指導	池田 典央
//	CSディレクター	斎藤 かおり

○傍聴人

《本日の次第》 令和8年5月14日（木）

※ 開催要件確認（過半数の出席）

【司会：教頭】

13:30～15:30

- 1 校長挨拶
- 2 自己紹介（委員・学校職員等）及び任命書・委嘱書交付
- 3 学校運営協議会について【教頭】
- 4 会長の選出及び副会長の指名
- 5 議長の選出

【司会：議長】

6 前回会議録確認【主幹】

7 熟議

- (1) 学校経営方針についての確認【校長】
- (2) いじめ防止基本方針について【生徒指導】

【司会：教頭】

8 報告

- (1) 今年度の学校運営協議会の目標について【教頭】
- (2) 学校支援活動について【コーディネーター】
- (3) 夢育やらまいか事業について【教頭】

9 連絡

- (1) 次回開催日時
- (2) その他

（学校運営協議会委員等で写真撮影）

★今後開催の日程 第2回 7月29日（水）13:30～15:30

第3回 2月19日（金）13:30～15:30

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 対象学校の運営に関すること。

(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。

(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第4次浜松市教育総合計画

基本理念「描く夢や未来の実現」

- 主体性 多様性・包摂性
- 信頼・協働

校訓

ともに進もう

与進校区で目指す子供の姿

【自信をもって進む長上の子】



学校教育目標 志をもち、共にやりぬく子

合言葉 与進ファミリーでやらまいか

【目指す子供像】

知

自ら学ぶ子

- 基礎・基本の定着
- 自己調整力を伸ばす授業づくり
- ICTの効果的な活用

徳

認め合い 自律に向かう子

- 自分らしさを知り、他者を理解する機会の確保
- 規範、意識の向上と判断力の向上
- 生活のめあての徹底とふわふわ言葉の定着

体

目標に向かってやりぬく子

- 目標を立て、それに向かって取り組む態度の育成
- 所属感、達成感を味わせる行事の充実
- 自ら決定し、粘り強く取り組む学級づくり
- 異学年交流

【指導の重点】

【学校経営の柱】

すべての子供の可能性を引き出す学びの実現

自分らしさが発揮できる学校づくり

- 確かな学力 ●発達支援教育を根幹に据えた教育
- 多様なニーズに対応した学びや支援の充実
- 目標に向かって粘り強く努力し達成感を味わわせる教育活動の充実

自分らしさが発揮できる学校づくり

社会性を育む（人と関わる力・未来へつなげる力）

- 友達のよさや違いを認め合い、支え合う温かな学級
- 規範意識の育成
- いじめ等問題行動の未然防止・早期発見・組織的な対応

わたしは一人の大切な人間であると実感できる学校

自己肯定感・自己有用感

地域とともにある学校

地域

子供の育ちを支える地域

- 学校運営協議会の熟議による地域住民・保護者との連携・協働の推進
- 与進の子応援団との連携による豊かな学びの実現

家庭

子供の心の基盤となる家庭

- 基本的生活習慣の定着
- 家庭学習の見守り

教員職

誰からも信頼される教職員

- 教職員としての高い倫理観
- 自ら学び続ける意識の向上
- 働き方改革の推進

～社会に開かれた教育課程の実現～

(様式1)

学校番号 (小)・中 27)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 (与進小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ・学校運営の方針を十分に理解し、学校・家庭・地域がそれぞれ実行すべき役割分担を明確にした上で、課題解決に向けた実効性のある熟議を行う。目標の明確化
- ・子供たちの主体性を引き出し、教育目標を達成するための具体的な支援策や環境づくりを協議する。長上カルタの活用、発表の場の設定、学習意欲
- ・これまでの活動を継続・進化させるとともに、自治会やPTA、民生委員、さらには地域の事業所などにも協力を呼びかけ、地域全体で子供を育てる体制を強化する。地域の資源活用、地域イベントで子供スタッフ
- ・学校との関わりを持つ人を一人でも増やし、その人たちを核として地域を巻き込むことで、情報発信の質を高め、地域住民の関心を高める環境を作る。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

令和8年度支援活動予定

時 期		活 動	該当ボランティア
月	日		
4	10~17 21	1年 下校指導 1・2年 交通教室	地域 (保護者)
5~10		3年 校外学習付き添いと史跡の説明 長上カルタ	地域歴史の会
6		2年 生活 野菜博士	
	上旬	2年 生活 町探検 安全見守り付き添い	保護者・地域
	22	クラブ活動① ※別紙あり	地域
7		2年 生活 野菜博士	
9	中旬・下旬	1年 生活 アサガオのつる取り 丸く輪にする	保護者 (地域)
	中旬	5・6年 家庭科 ミシン操作支援	地域・民生委員 保護者
		長上地区昔の話	地域歴史の会
		クラブ活動② ※別紙あり	地域
10		5・6年 家庭科 ミシン操作支援	地域・民生委員 保護者
		2年 生活 町探検 安全見守り付き添い	保護者・地域
11		5・6年 家庭科 ミシン操作支援	地域・民生委員 保護者
	初旬~中旬	1年 焼き芋	地域
		クラブ活動③ ※別紙あり	地域
11~12	初旬~中旬	3年 書写 書き初め準備片付け支援	保護者・民生委員
	初旬~中旬	2年 図工 カッターナイフを使った 活動の支援・見守り	保護者 (地域)
12	中旬	1年 生活 昔の遊び	地域(自治会)
1		校舎内の掲示	保護者
	中旬	1年 生活 昔の遊び	地域(自治会)
2		校舎内の掲示・式典の祝電の台紙作成	保護者

※子供たちの活動が、安全に行われるように配慮をお願いします。

※活動で知り得た内容(出来事や個人情報)については、守秘義務があることを御理解ください。

※活動内容によりボランティアの募集の方法・対象者・人数が変わります。人数は、調整させていただきます。

令和8年度クラブ活動予定

運動系クラブ	室内クラブ
なわとびクラブ (運動場)	音楽クラブ
サッカークラブ (運動場)	工作クラブ
ドッジボールクラブ (運動場)	※イングリッシュクラブ
スナッグゴルフクラブ (運動場)	手芸クラブ
バドミントンクラブ (体育館)	パソコンクラブ
バスケットボールクラブ (体育館)	理科実験クラブ
	折り紙クラブ
	茶道クラブ
	囲碁、将棋クラブ
	漫画、絵画クラブ
	※百人一首、オセロクラブ
	トランプ、ウノクラブ
	☆お茶クラブ
	☆ラッパクラブ
	☆華道クラブ

☆CSで講師依頼

※昨年度、人数不足のため、なし